

集合住宅向け施設利用契約約款

沖縄ケーブルネットワーク株式会社

沖縄ケーブルネットワーク株式会社(以下「甲」といいます。)と施設利用サービス(以下「本サービス」といいます。)を受ける者(以下「乙」といいます。)との間に締結される契約(以下「利用契約」といいます。)には、次の条項から成るこの約款(以下「本約款」といいます。)を適用するものとします。

第1条(利用契約の目的)

利用契約は、乙が所有若しくは管理する集合住宅の共聴施設と甲が所有する有線テレビジョン放送施設及び電気通信回線設備とを接続する方式又は専用ケーブル配線方式(露出配線方式)を用い、本約款に基づき、乙が甲へ月額利用料を支払うことにより、本サービスを提供することを目的とします。

第2条(利用契約の成立)

利用契約は、契約希望者が予め本約款を承諾し、甲の指定する申込書に所要事項を記入捺印のうえ、甲に申込み、甲がこれを承諾したときに通知書を以て成立するものとします。

2. 甲は、乙が所有又は管理する建物に対して回線引込みを行い、当該回線を分配した回線により各戸に本サービスを提供するものとします。

3. 甲は、申込書の提出があつた場合でも、次の各号に該当する場合には、当該申込みを承諾しないことがあります。

- (1) 本サービスの提供に必要な甲施設の構築及び保守等が、技術的に困難な場合
- (2) 利用申込者が申込書に虚偽の事実を記載した場合
- (3) 利用申込者が、月額利用料、工事に関する費用の支払い等で利用契約上の義務を怠つた場合、又は怠るおそれがある場合
- (4) 利用申込者が未成年であり、法定代理人の同意を得ていない場合
- (5) 利用申込者が、利用契約に違反するおそれがあると認められる場合
- (6) その他甲の業務の遂行上、著しい支障がある場合

4. 利用契約の締結後に乙が第3項各号のいずれかに該当することが判明した場合、甲は、乙の了解を得ないで利用契約を解除することができるものとします。

5. 本約款と申込書との定めが異なるときには、申込書の定めが優先して適用されるものとします。

6. 利用契約以前に甲乙で締結した「テレビ共同受信設備及び有線テレビジョン放送施設の接続に関する契約書」又は、「覚書」等は、利用契約の成立を以て無効となるものとします。

第3条(設備の設置、費用負担、所有区分)

甲は、集合住宅各戸に対し、本サービスを提供可能とすべく、必要な設備の設置及び改修工事(以下「集合改修設備工事」といい、この対象設備を「集合改修設備」といいます。)を実施します。但し、乙は、集合住宅の設備構造によっては、本サービスのうち、一部が提供できない場合があることを予め了承するものとします。

2. 甲の所有施設は、放送センターから保安器又はV-ONUを経由して乙所有の施設に接続するまで(以下「甲所有施設」といいます。)とします。但し、乙所有施設の敷地内に埋設された引込線は除くものとします。乙の所有施設は、集合住宅内の壁内ケーブル及び集合改修設備以外のテレビ共聴設備(以下「乙所有施設」といいます。)とします。

3. 集合改修設備工事において、甲所有施設における出力端子より乙所有施設の引き込みにかかる費用、及び乙の自己都合による甲所有施設の変更等に伴う費用は、乙の負担とします。

第4条(施設の利用)

乙は、利用契約の有効期間中、甲所有施設及び乙所有施設を本サービスの利用目的以外には使用できません。

第5条(提供サービス)

甲は、乙と利用契約を締結することにより、集合住宅の各戸に別紙チャンネル表に定める地上波信号の再送信及び付帯サービスのインターネット一括サービスを提供します。但し、乙は本サービスの内容が変更されることがあることを予め了承するものとします。

2. 乙は、前項に規定する本サービスの対価として、甲に別紙料金表に定める月額利用料を、申込書記載の課金開始日の当月より支払うものとします。尚、NHK受信料は、この月額利用料に含みません。

3. 前項に定める月額利用料は、当月分の利用料を翌月10日(金融機関が休日の場合は、翌営業日)にて指定の口座から自動振替若しくはクレジットカードにて甲に支払うものとします。

4. 入居者が第1項に定める本サービス以外のサービスの利用を希望する場合、甲は、甲の別に定めるサービスの約款に基づき入居者と個別に契約を締結し、当該入居者(以下「利用者」といいます。)にサービスを提供します。その際、利用者は、甲所定のサービス料、サービス提供に必要な機器等の取付料及び付帯する工事費等を甲の請求に基づき甲に支払うものとします。

5. 甲は、本サービスを提供すべき場合において、甲の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、本サービスが利用出来ない状態にあることを甲が認知した日から起算して、10日以上その状態が連続したときに限り、甲は乙の請求に基づき、損害の賠償として当該月の月額利用料を無料とします。但し、乙が当該請求をし得ることとなった日から3カ月を経過する日までに当該請求をしなかったとき、乙はその権利を失うものとします。

6. 乙の希望により月額利用料に係る請求書を発行する場合には、乙は別紙に定める事務手数料を負担するものとします。請求書の再発行時も同様とします。又、乙が甲の指定する金融

機関への口座振込みを希望する場合は、乙は当該事務手数料の他、金融機関の口座振込手数料も負担するものとします。

第6条(消費税等)

月額利用料及び工事費等は、消費税等相当額(消費税法及び地方税法上適用される税率による消費税及び地方消費税)を加算するものとします。

2. 消費税等相当額に関する税率が変更になった場合には、その消費税相当額の改定を行うものとします。

第7条(施設の維持・管理及び修復等)

利用契約の有効期間中、甲は甲所有施設について不具合が発生した場合は、速やかに甲の費用負担により甲が修復を行うものとします。又、乙所有施設に不具合が発生した場合は、速やかに乙の費用負担により乙が修復を行うものとします。但し、不具合の原因が施設の所有者以外による場合は、この限りではありません。

2. 甲は、乙所有施設及び甲所有施設の維持・管理の為、集合住宅及びその敷地に立ち入って必要な点検、修復を行うことができるものとします。

3. 甲は、集合住宅の付加価値について、入居者又は管理者から理解を得るために、本サービス内容及び集合住宅に設置した集合改修設備について、必要に応じ入居者又は管理者に説明、及び営業活動等を行うことが出来るものとします。又、乙は甲の要請に基づき適宜必要な協力を行うものとします。

4. 甲は、次の各号のいずれかに該当する支障に関しては、乙及び利用者のいずれに対しても損害賠償の責を負わないものとします。

(1) 甲所有施設以外の故障により発生した支障

(2) 甲が、乙所有施設及び甲所有施設の維持・管理の為に通常必要な工事を行うことによって発生した一時的な支障

(3) 天災・地変その他の不可抗力によって乙所有施設又は甲所有施設が破損したことによって発生した支障

(4) 乙又は利用者の責に帰すべき理由により発生した支障

5. 甲は、集合住宅内に設置する集合改修設備の設置場所及び必要な電源を無償で使用できるものとします。

6. 対象となる乙の所有施設以外の建築物に対して本サービスの信号を分配する工事を行うことは禁止します。

第8条(特約)

本サービスの提供にあたり、乙は甲が集合住宅に対してインターネット接続サービスの提供を行う場合、乙の承諾の上インターネット設備を設置するものとします。又、設置後の維持管理にかかる電気代については乙の負担とします。

第9条(遅延損害金)

乙は、月額利用料、又は工事費等の支払いを延滞した場合、支払期日の翌日からその完済に至るまで年率14.6%の遅延損害金を加算して甲に支払うものとします。

第10条(中止及び解除)

乙が本サービスに関わる料金の支払い義務を怠った場合、乙に相当の期間を定めて書面による催告を行い、甲は本サービスの提供を中止して、利用契約を解除できるものとします。

第11条(有効期間、契約解除)

利用契約の有効期間は、別紙に定めのないサービスに於いては、申し込みを承諾した日から2年とします。尚、有効期間満了の3ヶ月前までに乙又は甲が相手方に対し書面をもって利用契約を終了する旨の通知をしない場合は、自動的に1年間延長するものとし、以降も同様とします。

2. 前項の規定にかかわらず乙及び甲は、協議の上合意により利用契約しているサービスを解除することが出来るものとします。

3. 甲の責に帰すことのできない理由により本サービスの継続ができない場合、乙は別紙に定める撤去費用を支払うものとします。

4. インターネット一括サービスの解約違約金については、別紙に定める解約違約金を甲に支払うものとします。

5. 利用契約が解除された場合、甲と利用者の契約については協議によりその取り扱いを決定するものとします。

第12条(個人情報の保護)

甲は、この個人情報を別途オンライン上に提示する「プライバシーポリシー(<https://nira-i.ne.jp/privacy/>)」に基づき、適切に取り扱います。

第13条(債権譲渡)

乙は、甲が甲の有する乙に対する債権を第三者に譲渡することがあることを予め承諾するものとします。

第14条(権利の継承等)

乙が、集合住宅の所有権を第三者に譲渡した場合、乙の契約上の地位は当該第三者に継承されます。

2. 乙は、第三者への継承にあたり、事前に書面による申し出をするものとし、甲がこれを承諾したときに本サービスを継承できるものとします。

3. 乙は、当該第三者との譲渡契約又はこれに準ずる契約に、利用契約の内容を明記し、当該第三者はこれを承認するものとします。

第15条(反社会的勢力との取引排除)

乙及び甲は、自己が以下の各号の一に該当しないことを確認し、将来にわたって該当しないことを表明し保証するものとします。尚、相手方が本条に違反していると疑義が生じた場合には、相手方に対して調査及び報告を求めることができるものとします。

- (1)反社会的勢力であること。
- (2)反社会的勢力に協力又は関与していること。
- (3)反社会的勢力を利用していること。
- (4)役職員、実質的に経営を支配する者、親会社・子会社が上記の各号に該当すること。

2. 乙及び甲は、自己又は第三者を利用して以下の各号のいずれかに一にでも該当する行為をしてはならないものとします。

- (1)暴力的な要求行為。
- (2)法的な責任を超えた不当な要求行為。
- (3)取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為。
- (4)風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為。
- (5)その他各号に準ずる行為。

3. 乙又は甲は、自己が本条に違反していると判明した場合は、直ちに相手方に通知し、是正措置を講ずる義務を負うものとします。

第16条(管轄裁判所)

乙及び甲は、本契約に関する一切の訴訟については、那覇地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意します。

第17条(約款の変更と廃止)

甲は、関係法令の制定・改廃、社会情勢の変化、乙及び利用者に対する本サービスの向上等の事情により、適宜本約款の全て若しくは一部を変更若しくは廃止し、又は新たな本約款を制定することがあります。これらの場合、甲が提供する本サービス内容及び料金その他の条件は、変更又は新たに制定された本約款の内容に従うものとします。

2.利用契約と申込書、その他の個別契約の内容が異なる場合には、申込書又は当該個別契約の定めが優先して適用されるものとします。

第18条(協議事項)

本約款に定めのない事項又は利用契約に関し疑義が生じた場合は、乙及び甲は、誠意をもって協議のうえ、円満に解決を図るものとします。

附則

この約款は、2026年6月1日より適用します。

別紙

【チャンネル表】

地上波チャンネル名	チャンネル番号
NHK 総合	011・012・013
NHK Eテレ	021・022・023
琉球放送(RBC)	031・032・033
琉球朝日放送(QAB)	051・052・053
沖縄テレビ放送(OTV)	081・082・083
テレビにらい	091・092
OCNチャンネル	111・112・113

【料金表】

()内の金額は税抜価格です

地上波信号の再送信及び付帯サービス (1棟あたりの住戸数の範囲)		月額利用料		
30戸以下		1,100円(1,000円)		
31戸から35戸まで		1,320円(1,200円)		
36戸から40戸まで		1,540円(1,400円)		
41戸から45戸まで		1,760円(1,600円)		
46戸から50戸まで		1,980円(1,800円)		
51戸から55戸まで		2,200円(2,000円)		
56戸から60戸まで		2,420円(2,200円)		
61戸から65戸まで		2,640円(2,400円)		
66戸から70戸まで		2,860円(2,600円)		
71戸から75戸まで		3,080円(2,800円)		
76戸から80戸まで		3,300円(3,000円)		
81戸から85戸まで		3,520円(3,200円)		
86戸から90戸まで		3,740円(3,300円)		
91戸から95戸まで		3,960円(3,600円)		
96戸から100戸まで		4,180円(3,800円)		
101戸から150戸まで		4,400円(4,000円)		
151戸から200戸まで		4,620円(4,200円)		
201戸以上		4,840円(4,400円)		
インターネット 一括サービス	初期費用 (一時金)	月額利用料	最低利用期間	備考
G.fast	実費	1,628円 (1,480円)	5年	
下り速度30Mbpsのインターネット接続サービスです。(ベストエフォートサービス) G.fast子機(インターネット用モデム)及びWi-Fi機器を設置致します。1,628円(1,480円)×戸数となります。				
HCNA	実費	1,980円 (1,800円)	5年	
下り速度1Gbpsのインターネット接続サービスです。(ベストエフォートサービス) HCNA子機(インターネット用モデム)及びWi-Fi機器を設置致します。1,980円(1,800円)×戸数となります。				
HFC	実費	770円 (700円)	2年	
下り速度30Mbpsのインターネット接続サービスです。(ベストエフォートサービス) インターネット用モデム及びWi-Fi機器を設置致します。770円(700円)×戸数となります。				
解約違約金		利用期間	金額	備考
利用期間	G.fast HCNA	1年未満	500,000円	不課税
		1年以上2年未満	400,000円	
		2年以上3年未満	300,000円	
		3年以上4年未満	200,000円	
		4年以上5年未満	100,000円	
		5年以上	なし	
利用期間	HFC	1年未満	100,000円	不課税
		1年以上2年未満	50,000円	
		2年以上	なし	

※ インターネット一括サービス及び違約金の料金が、申込書と異なる場合は、第17条2項に基づき、申込書又は当該個別契約の定めが優先して適用されます。

【請求書発行事務手数料】

()内の金額は税抜価格です

一回につき	110円(100円)
-------	------------

【撤去費用】

()内の金額は税抜価格です

一律	16,500円(15,000円)
----	------------------